

現代日本における家族と要保護児童

藤間 公太*

抄 録

近年の日本社会において、要保護児童は政策的、学術的に高い関心を集めているものの、家族をめぐる日本社会の状況と結びつけて要保護児童の問題、および今後の施策展開のために必要な視座について論じる試みは、いまだ十分に蓄積されていない。本稿では、日本社会における家族をめぐる社会状況と要保護児童問題の関連性について考察することを目的とする。以下ではまず、戦後日本社会における要保護児童施策の変遷と現状を確認する。次に、児童虐待に関する社会構築主義的研究の議論を取り上げ、児童虐待が社会問題化するにつれ、家族の責任が強く問われるようになったことを示す。その上で、家族主義的な社会のあり方が問題を帰結していることを指摘し、Fineman (1995=2003) による〈依存批判〉と、それに対する久保田 (2011) の批判を概観しつつ、今後のあり方について考える。

キーワード：要保護児童，家族主義，〈依存批判〉，分節化アプローチ

社会保障研究 2017, vol.2, no.2・3, pp.158-170.

I はじめに

近年の日本社会において、要保護児童は高い政策的関心を集めている。特に1990年代以降、児童虐待¹⁾の認知件数の増加に伴い、要保護児童数は非常に高い水準で推移してきた。後述するように、このことをもって「保護すべき子ども」や「虐待する親」の実数が増えたとみることは慎重であるべきだが、他方で、現実には多くの要保護児童がいる以上、何らかの社会的対応が求められていることもまた事実である。

同様に、社会学の領域においても、里親や施設

養護についての研究が徐々に蓄積されつつある。例えば、教育社会学の領域では、施設入所児童の進学や大学生活〔坪井 (2011)；西本 (2016)〕、彼・彼女らが経験するスティグマや社会的排除〔田中 (2009)；西田編著 (2011)；谷口 (2011)〕、施設内における子ども間の暴力が論じられてきた〔山口 (2013)〕。また、家族社会学の領域では、家族をめぐる社会規範が、里親、里子にさまざまな葛藤をもたらすことや〔和泉 (2006)；安藤 (2017)〕、施設、家庭を問わず、子どものケアにかかる負担や責任を1つの場所に集約してしまうことが明らかにされている〔藤間 (2017a)〕。いずれにおいても共通して指摘されているのは、社会的養護に措置

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部研究員

¹⁾ 同じ行為を指す概念として、子ども虐待、幼児虐待といったものもあるが、本稿においては、引用部分以外は児童虐待という呼び方に統一する。

された子どもが多く、困難を経験しており、その背後に、さまざまな社会構造的要因があるということである。

他方で、家族をめぐる日本社会の状況と結びつけて要保護児童の問題、および今後の施策展開のために必要な視座について論じる試みは、いまだ十分に蓄積されていない。もちろん、すでに多くのところで指摘されているとおり、家族のみが子どものケアを担うのではないし、そもそも家族が子どものケアを担うことそれ自体、自明視されるべきではない。けれども、終戦直後に多く発生した「親がいない子ども」ではなく、「親はいるがケアを受けられない子ども」の要保護児童のなかに占める割合が増えてきていることに鑑みると、現在の家族をめぐる日本社会の状況がどのようなものであり、それが要保護児童の問題とどのように関連しているのかについて、いまいちど整理を行うことが求められるだろう。

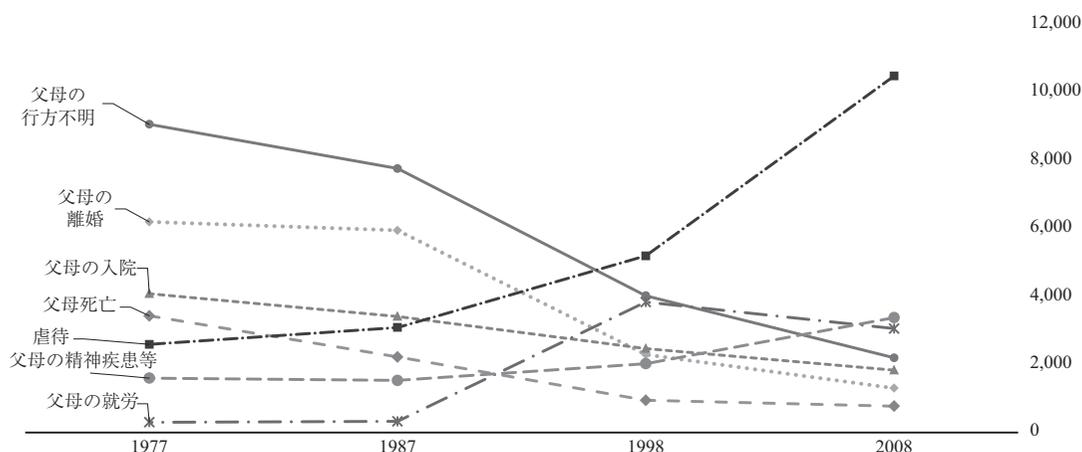
以上を踏まえ本稿では、日本社会における家族をめぐる社会状況と要保護児童問題の関連性について考察することを目的とする。以下では、まず、戦後日本社会における要保護児童施策の変遷と現状を確認する（第2節）。次に、児童虐待に関する社会構築主義的研究の議論を取り上げ、児童虐待が社会問題化するにつれ、家族の責任が強

問われるようになったことを示す（第3節）。その上で、家族のあり方がゆらいでいるにもかかわらず、依然として家族によるケアを自明視する家族主義的な社会のあり方が問題を帰結していることを指摘し（第4節）、Fineman（1995=2003）による〈依存批判〉と、それを発展的に展開した久保田（2011）の〈分節化アプローチ〉を概観しつつ、今後のあり方について考える（第5節）。

II 戦後日本における要保護児童施策

戦後日本社会における要保護児童施策は、終戦直後の戦災孤児対策から今日に至るまで常に高い関心を集めてきたが、その内実は徐々に変化している。図1は、戦後からの社会的養護措置理由の変遷を示している。これを見るとわかるように、「父母の行方不明」、「父母の死亡」、「父母の離婚」といった主訴が徐々に減少し、それに代わって、特に1990年代以降は虐待被害による措置が大幅に増加している。換言すれば、「家族がいない子ども」を対象とする施策から「家族はいるがそこでケアを受けられない子ども」へと、社会的養護の対象となる子どもが変化してきたといえるだろう〔藤間（2017b）〕。

土屋によると、上に示した社会的措置理由の変



出所：藤間（2017b）にもとづき再作成。

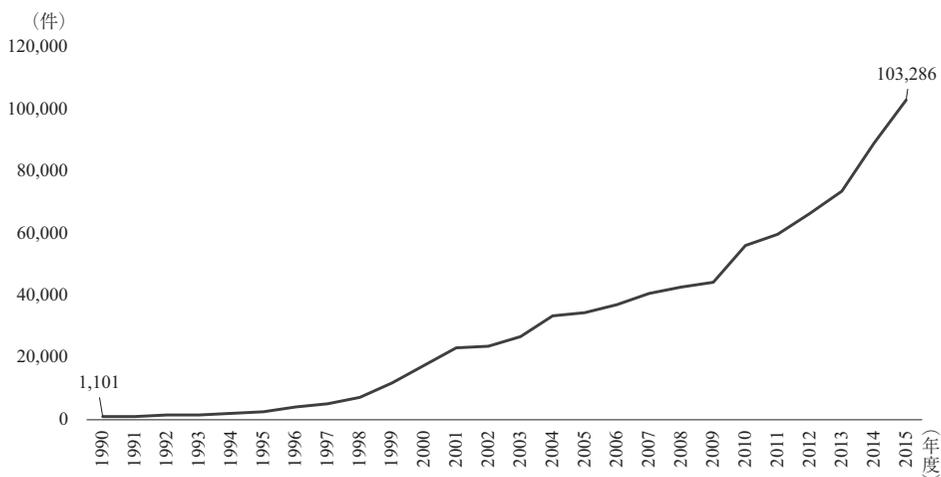
図1 社会的養護措置理由の変遷

化は、敗戦直後から1970年代にかけて、子どもの養育をめぐる社会規範や通念が変化したことと軌を一にしている。すなわち、「敗戦直後から1970年代までの時期は、社会的養護を必要とする子どもたちへの措置が、『家庭のない児童』をめぐる問題から、遺棄児や両親が離婚した子どもたち、そして『被虐待児』など、保護者や監護者は存在するものの、放置児や置き去り児、被虐待児など、子どもの身体や人格の発達上『問題のある家庭』の中で生活する子ども達を、劣悪な養育環境から切り離しながら救済するための措置へと、徐々にではあるが確実に変容を遂げていく時期に該当している」のである〔土屋（2014）、p.14〕。

子どもを劣悪な環境から切り離し、救済するという目的が前面に押し出されるようになった背後には、子どもそのものに対する社会の見方が関係していると考えられる。広田（1999）などが指摘しているように、近代以降、日本において家族に要求される子育ての水準は一貫して上昇してきている。つまり、親、特に母親は、手持ちの資源を

すべて投入して子どもを育てるべきという、「子ども中心主義」〔落合（1989）〕が近代日本において浸透し、それは今日にいたるまで家族に課せられる責任を重くし続けきたのである。その背景には、「子どもは大人とは違う存在であり、それゆえ愛情を持って保護すべきである」という子ども観が、近代以降に確立したことが関係しているよう〔Ariès（1960=1980）；落合（2004）〕。

こうして「保護されるべき子ども」という観念が社会に浸透するなかで、「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約）が国連で採択されたことと連動するかのようになり、1990年代以降、児童相談所における虐待相談対応件数は右肩上がりに上昇し続けている（図2）²⁾。具体的には、当時の厚生省によって児童相談所の養護相談理由に「虐待」が加えられた1990（平成2）年度には1,101件であったものが、2015年度には103,286件と、25年間でおおよそ100倍以上に増加しているのである。こうしたなかで、児童虐待防止のための施策や、要保護児童対策など、さまざまな制度整備が試み



注：2010年度は福島県を除いた数値。

出所：福祉行政報告例より作成。

図2 児童相談所における虐待相談対応件数の推移

²⁾ ただし、子どもの権利条約には、「大人社会から子どもを分離するのではなく、社会へと引き戻す試み」という側面もあったことには留意が必要である。すなわち、かつて「児童救済家」が大人とは異なる存在として子どもを救済することを模索したのに対し、子どもの権利条約は、保護主義を維持しつつ、子どもを1つの権利主体として社会に参加させることを企図しているのである〔上野（1996）、pp.133-134〕。

られてきた。具体的には、2000年に「児童の虐待に関する法律（通称：児童虐待防止法）」が成立して以降、同法、および児童福祉法は複数回改正され、そのたびに、児童相談所における児童虐待防止業務のあり方や、一時保護のあり方が議論されている。また、2016年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」においては、妊娠時より切れ目ない支援を母親に提供する「子育て世代包括支援センター」を2020年末までに全国展開することがうたわれているが、これも、児童虐待防止との関連性をもつ施策と位置づけられる。

以上の歴史的な事実は、「なぜ『保護されるべき』とされる子どもに対する虐待が増えているのか」という、きわめて素朴な疑問を導く。というのも、「子どもは保護されるべき」という価値観が浸透したのであれば、子どもは「より大切に」育てられるようになるはずだと論理的には考えられるからである。なぜ、「子どもは保護されるべき」という価値観が浸透したにもかかわらず、児童相談所における虐待相談対応件数は増加しているのだろうか。次節では、「社会問題の構築主義」の立場からの児童虐待研究を参照し、この問いに対して説明を与えることを試みる。その上で、社会から「虐待」とみなされる行為の範囲が拡大してきたことや、児童虐待が普遍的な「家族の問題」となったことが、家族への監視体制の強化を帰結したことを論じる。

Ⅲ 「児童虐待の社会的構築」と家族への監視の強化

1 児童虐待の社会的構築

「子どもは保護されるべき存在とされているはずなのに、虐待相談対応件数が増加するのはなぜか」という問いに説得的な解答を与える1つの視点が、「社会問題の構築主義」と呼ばれる立場の研究群である。この立場は、「社会問題とは何らかの客観的実体をともなう状態である」とする見方に対し、疑問を呈する。そして、社会における何らかの事象が、人々にとって「問題」とみなされるときに、はじめてその事象は社会問題に位置づ

けられるという見方をとる。そのため、それらにおいて社会問題とは、「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される」ものであり〔Spector and Kitsuse (1977=1990), p.119, 傍点訳書ママ〕、特定の個人や集団が提示する主観的な定義活動が分析対象となる〔内田 (2009), p.11〕。

このようにある事象を社会問題とみなす人びとの主観的定義に着目するという視点に立つならば、社会問題の構築主義の立場で児童虐待を論じる際に着目すべきは、児童虐待に対する人びとの「クレーム申し立て活動」ということになるだろう。すなわち、人びとが何らかの行為に対して「児童虐待」という主観的定義を与え、それを社会問題とするロジックを分析することこそが、研究上の目的ということになる。言い換えれば、なんらかの客観的定義をあらかじめ与えた上で「児童虐待の増減」といった動向を分析するのではなく、人びとがいかなる行為を「児童虐待」とみなすのか、その背後にどのような社会的要因があるのかという点に、焦点が当てられるのである。

では、児童虐待に対する「クレーム申し立て活動」に着目する研究群は、虐待相談対応件数が増加した理由をどのように説明してきたのであろうか。ここで関係してくるのが、子どもの養育をめぐる人びとの価値観の変化であり、「子どもは安全に育つべき」という規範の浸透である。例えば上野は、児童虐待が人々の関心を引いた理由を次のように述べる。

児童虐待に人びとの広範な関心が寄せられたのは、幼少期が人格形成の要をなすという考え方の浸透や、子どもの幸福を願う養育者の心理的・経済的なおしみにくい投資や、親子関係への高い社会的関心などがあつてのことである。子どもをたたいたり放置したりするのが問題であるとの主張は、子どもとは親や養育者から愛護され細やかな世話を受ける存在であるとする近代的な子ども観の裏返しにほかならない〔上

野（1996），p.9）。

先に述べたとおり，近代日本社会において成立した「子ども中心主義」〔落合（1989）〕は，家族に要求される子育ての水準を押し上げてきたが，このことが，児童虐待をショッキングなものとして人びとに受け入れさせたということである。内田は，こうした事態を「安全と危険のパラドクス」と名づけている。これは，安全が当たり前になるほど危険が目立っていくことを指している。

たとえば，子どもの悪い行いに対して罰としてお尻をたたき，子どもの相手に疲れてしまい子どもを無視する，あるいは子どもを家に置いたまま買い物に出かける，それらの行為はいずれも「虐待」と名づけられる。高い水準の「安全」を達成しつつある時代は，同時に，それまでは禁止されることのなかったさまざまな行為を「危険」すなわち「虐待」として告発する時代でもある。このとき人びとが「虐待」と認知する事案の数は増えていく〔内田（2009），pp.88-89〕。

以上の上野，内田による議論において共通して指摘されているのは，近代以降，「保護されるべき子ども」という価値観が浸透し，子どもが安全な環境で育つことが自明になったことで，逆説的に「虐待」とみなされる行為の範囲が広がっていったということである。換言すれば，「保護されるべき」とされる子どもに対する虐待をめぐる相談件数が増えたのは，子どもの養育環境をめぐる社会的前提それ自体が変わったことによるということである。

加えて，さらに以下の2つの要因が，人びとの虐待に対する見方，あるいは虐待についての語り方に影響を及ぼし，虐待相談対応件数を押し上げることが指摘されている。

第1に，都市部において積極的に虐待発見活動が行われることである。内田がいうように，日本において虐待問題は，『「地縁・血縁の希薄化」，

『核家族化』，『離婚の増加』，『少子化』，『親の生育歴状の心理問題』といった文脈で語られることが多い。そうした語りの前提には，「客観的な実態として都市において虐待がより多く発生しているという認識がある」〔内田（2005），p.140〕。しかしながら，内田による分析が明らかにしたことは，1990年代後半以降，都市において公的機関や周囲の人びとが「虐待」へのまなごしを強め，積極的に虐待を発見していったという事実である。すなわち，都市において児童虐待への社会的関心が高まったことが，そこにおける虐待の発見数を高め，それにより，「虐待は都市で起きる」という語りが生成されていったということである。

第2に，マスメディアによる「児童虐待の増加，深刻化」というイメージの流布である。2017年8月においても，以下のような見出しで児童虐待が報じられたことは記憶に新しい。

「児童虐待，過去最多12.2万件 5割が『心理的虐待』」〔朝日新聞デジタル（2017.8.17）〕

「児童虐待 最悪12万件 昨年度 心理的被害が半数」〔読売新聞（2017.8.17）〕

「児童虐待 最悪の12万件 16年度，26年連続で増加」〔日経新聞電子版（2017.8.17）〕

あくまで一例とはいえ，2016年度の児童相談所における虐待相談対応件数が12万件を超えたことが，「過去最多」，「最悪」，「26年連続で増加」といった言葉をともなって報じられている。このように，虐待相談対応件数の増加をもって「児童虐待が以前と比べて増えてきた」とする報道は1990年代以降さかんに行われてきた。そうした報道において取り上げられるケースは，「特に悲惨で陰鬱なセリエントケース」であることが多いため，『「児童虐待は増加の一途をたどり，深刻化している』というイメージが急速に広まってきたのであり，家族の養育機能の低下という新しい社会問題として認識されるに至ったのである」〔田中（2011），p.120〕。その結果として社会に流布される，「児童虐待が増えている」というイメージは，

「どこか特殊な出来事として考えられていた児童虐待を、もしかしたら身近で起こりうる社会問題へと変えてきた」〔田中 (2011), p.125〕。このことを受け、児童虐待に対する人びとの監視の目も強まっていったと考えられる。

まとめよう。子どもの養育に関する価値観の変化、すなわち、「子どもは保護されるべき存在であり、安全な環境で育つのが当然」とする規範が浸透したことで、逆説的に「虐待」とされる行為の範囲が拡大し、児童相談所における虐待相談対応件数が増加した。加えて、都市的な文脈で虐待が語られるなかで都市における虐待発見活動が強化されたこと、マスメディアによる「児童虐待の増加、深刻化」というイメージの流布が人びとの監視の目を強めたことも、この流れに荷担したのであった³⁾。

2 家族への監視の強化とその問題

「児童虐待」という社会問題が構築されたことにより、虐待相談対応件数が押し上げられ、人びとの児童虐待への関心が高まったことの帰結が、家族への監視の強化である。言い換えれば、児童虐待に対する社会の問題意識が高まった結果、「子どもに対して適切な養育環境を与えているか」を、家族はより強く問われるようになったのである。このことは、2つの具体例をもって論じられてきた。

第1に、「問題の医療対象化」である〔上野 (1996), p.113〕。欧米においては、「教会の権威低下、司法・行政の権限拡大、そして医療の発達にともなって、社会的逸脱に付されたイメージも、罪業sinから、犯罪crime、そして病気へと推移してきた」といわれており〔Conrad & Schneider (1980)；上野 (1996), p.18〕、児童虐待に関しても、1960年代頃より医療対象化が進んできていた。日本においては、1990年代以降、こうした傾向が強まってきたと上野は指摘する。

児童虐待は、経済的な色彩の強い問題と

いうよりも、親自身が子ども時代に虐待を受けていたりして愛された経験が乏しいために未熟・攻撃的・依存的である、といった個人の性格上の問題、また夫婦の不和などによる家庭内の孤立といった家族関係の問題と考えられており、カウンセリング治療や家族療法で改善されうるようなニュアンスを持たせて提示される傾向にある〔上野 (1996), p.113〕。

このように医療対象化された結果、児童虐待は、「貧困との、つまりは社会階層との結びつきを断たれ、子どもの保護体制の変更を要請するような普遍的な家族の問題として描きだされてきた」のである〔上野 (1996), p.125〕。

関連して第2に、リスクアセスメントの名のもとでの家族への監視の強化である〔上野 (2006)；田中 (2011)〕。リスクアセスメントとは、「90年代末から開発が進められた…蓋然性という統計学の知のシステムを媒介させた児童虐待の発見方式」を指す〔上野 (2006), p.263〕。そこでは、「個々の子どもに実際に加えられた有害な行為のみならず、なんらかの仮説にもとづいて児童虐待との関連性を検証されたとされる子どもや養育者や家族に関する広範な諸特徴があげられている」。その結果、母親の年齢が若いことや子どもがアトピーであることなど、それまでは虐待と関連づけられていなかったようなことが、「『リスク』という考え方を介して、統計的に検証することで虐待と関係する要因になってきたのである」〔上野 (2006), pp.263-264〕。リスクアセスメントの考え方では、「虐待のリスクは個人が回避できるという前提であるから、自分の運命を変更できなかった、児童虐待の諸リスクをマネージできない親の心理的・性格の問題ならびに家族的な課題に注目がいつてしまう」〔上野 (2006), pp.267-268〕⁴⁾。すなわち、児童虐待のリスクとされる項目をうまくマネージできているかという点から、家族に対して監視が強まるのである。この点については、田中も同様

³⁾ とはいえ、社会問題の社会構築主義は、「児童虐待」と捉えられる客観的な状態や事実、行為が存在しないと主張するものではまったくない〔上野 (1996), p.117；内田 (2005), p.145〕。

に、『子どもの生命を守る』という名目の影で、行政主導で日本の家族全体に対する監視・管理の強化が急速に進行している」と指摘をしている〔田中（2011）、p.121〕。

一見すると、家族への監視が強化されることは、児童虐待の早期発見と被虐待児の早期保護という観点からは正当なことのようにも思えるかもしれない。にもかかわらず、そうした監視が問題とされるのは、そのことが親、特に母親についての規範的想定を強化し、あくまでも家族に虐待の原因を集約してしまうためである。すなわち、「子育てをする親はこうあるべきだという子育ての責任と目標は社会成員に平等に分配され、それを達成する手段は平等に分配されたままという構図」を温存することが、家族への監視が強まるのが孕む問題なのである〔上野（2006）、p.268〕。

さらに、そもそも児童虐待相談対応件数が児童虐待の増加の指標とされていること自体が、問題を内包していることにも注意が必要である。この点について、田中は以下の3点を指摘している。まず、児童虐待の定義の変更にもとない対象となる行為が拡大したこと、そして、「虐待に関する通告義務」が国民に課せられたことによって、この数値は押し上げられていると考えられる。次に、児童虐待に対する社会的認知が高まったことにより、親が自信の養育態度を振り返るようになった結果、相談件数が増加したことである。最後に、虐待相談対応件数は、たとえそれが誤報であったとしても取り消されるとは限らず、「誤報や勘違い、あるいはまだ虐待とは言えないもの」もまとめてカウントされる傾向にある点である〔田中（2011）、pp.123-124〕。

以上の本節の議論を踏まえると、近年の日本における「虐待相談件数の急増」という「問題」か

ら問われるべきは、「虐待という問題が取り上げられていくなかで、増加・深刻化に信憑性が付与され、問題が家族に帰属させられているのではないか」ということになるだろう。そこで次節以下では、問題が家族に帰属されていく背景と、それが要保護児童に対していかなる問題を帰結するのかについて考察することにする。

Ⅳ 家族主義が要保護児童に帰結する問題

1 家族の本質的個人化

戦後の日本における家族の変化をきわめて単純化して述べるならば、次のようになるだろう。終戦後の混乱期を経て、徐々に経済状況が回復してきた時代に、いわゆる新中間層の間で夫婦と2人以内の子どもからなる「近代家族」が形成されはじめ⁹⁾、その後、全国的に広まった。比較的日本の経済状況が安定していた1980年頃までは、そのような近代家族は「あたりまえの家族の姿」とみなされてきた。しかしながら、1990年代以降、有配偶離婚率の高まりや未婚者の増加など、家族のあり方そのものが揺らいできたことにより、近代家族は「あたりまえ」のものではなくなってきている。近代家族という概念が有効であったのも、ひとびとが「あたりまえ」と思っていた家族が決して自明のものではないことを示したためであった〔落合（2004）〕。

近代家族のゆらぎは、家族社会学の領域では、家族に関する個人の選択可能性の増大、すなわち、「家族の個人化」として語られてきた。山田によると、この家族の個人化には2つのタイプがある。1つは、「家族の枠内の個人化」である。これは、「家族関係自体の選択不可能、解消困難性を維持したまま、家族形態や規範、行動等の選択可能

⁹⁾ 親個人の心理的状态や性格のみに注目が集まるのが帰結する問題として、「経済的なニーズのある家族に対して、経済援助ではなく、カウンセリングやセラピーを行う」といった、ニーズとサービスの『不一致』も正当化されていく」ことが指摘されている〔上野（2006）、p.268〕。

¹⁰⁾ 落合（1989）は、近代家族の特徴として以下の8つを挙げている。(1) 家内領域と公共領域との分離、(2) 家族構成員相互の強い情緒的關係、(3) 子ども中心主義、(4) 男は公共領域・女は家内領域という性別分業、(5) 家族の集団性の強化、(6) 社交の衰退とプライバシーの成立、(7) 非親族の分離、(8) 核家族（落合1989：18）。なお、その後落合は、日本のように大家族が多い社会の家族を考える場合、8番目の「核家族」は括弧に入れた方がよいだろうと指摘している〔落合（2004）〕。

性が増大するというプロセス」を指し、家族が家族以外のシステムから自由になる側面と、家族のメンバーが家族内部で行動の自由を得る側面との、さらに2つに細分化される。もう1つの家族の個人化は、「家族の本質的個人化」である。これは、「家族関係自体を選択したり、解消したりする可能性が増大するプロセス」を指す〔山田(2004), pp.344-345〕。「家族の枠内の個人化」の例としては、地域の祭りに参加せずに家族で旅行に行くことや、家族で食卓を囲まず自分が好きなものを買ってきて食べる「個食」などが挙げられる。「家族の本質的個人化」の例としては、そもそも結婚はしないという選択や、結婚はするが子どもは持たないというDINKS,あるいはパートナーとの関係に不満があれば直ちに離婚するといったことが挙げられる。久保田(2011)がいうように、この家族の個人化論から示唆されるのは、「もはや、どのような家族を形成するかのみならず、家族を解消すること、家族を形成しないこともまた等しく尊重されるべきライフスタイルと考えられるようになってきている」ことであろう〔久保田(2011), p.114〕。

この家族の個人化は、一見すると個人の自由なライフスタイルが保障されるようになるという肯定的な変化のようにも思えるが、子どものケアという観点からみると、以下の2つの困難を帰結しうる。第1に、家族が外部システムから切り離されるということは、必然的にケア役割を家族のみで遂行するよう求められざるをえなくなる。かつて地域共同体で分担されてきたとされる子どものケアは、今日では家族のみで担うことが一般的であり、また規範的にもそうあるべきだとされている。先に述べたように、児童虐待をめぐる家族への監視が強化されていることにも、家族へのケア役割の集約が大きく関係している。次項で述べるとおり、この家族へのケア役割の集約は、児童虐待や要保護児童をめぐる問題に大きくかかわってくる。

第2に、家族内における非対称性、すなわち、ケ

アされる子どもとケアする親との非対称性である。特に乳幼児の場合、誰かに面倒をみてもらわなければ生存に直接的な危機が発生する。また、階層と教育達成や職業達成との間に関連があることに鑑みれば〔余田・林(2010);余田(2012)〕、家族からの経済的支援を受けられなかった子どもは、将来的になんらかの不利を経験する可能性がある。そうである以上、仮に親が子どものケア役割を放棄することを選択することが可能であっても、子どもが親との関係の解消を自由に選択できると考えるのは無理がある。このように、誰かに依存しなくては生存できない者とそうでない者とは、関係の選択可能性をめぐって非対称性が生じざるをえないのである⁶⁾。

2 家族主義と要保護児童

前項の議論を踏まえるならば、家族への公的支援や、家族外でのケアシステムの整備が急務であることは明らかであろう。家族によるケアを支援したり、家族に変わってケアをするシステムを整備することは、一方で家族へのケア役割の集約を解消し、また他方では、ケアされる子どもが親との関係を解消する選択の可能性を担保することにもつながりうると考えられる。

にもかかわらず、既に多くのところで指摘されているとおり、日本における公的福祉はきわめて脆弱である。Esping-Andersenは、家族主義を特徴とする福祉レジームにある社会として日本を位置づけている。福祉のあり方は国家、市場、家族という3つの制度によって規定されるが、家族主義的福祉レジームとは、「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制のこと」であり〔Esping-Andersen(1999=2000), p.78〕、家族主義は、「一家の稼ぎ手としての男性に偏った社会的保護と、ケアの提供者であり、家族をその構成員の福祉に対する究極的な責任主体にする家族中心主義(補完性の原理)との合成物」とされる。このような家族主義的福祉レジームのもとでは、そもそも家族に対する手当や支援が貧弱な上、前提とされるの

⁶⁾ そもそも子どもは家族を選んで生まれてくることができないことから、この非対称性は問題とされる〔久保田(2009)〕。

が男性稼ぎ手家族のみであるため、母子家庭などの「典型的ではない」家族に対する施策はきわめて残余的なものとなる〔Esping-Andersen (1999=2000), p.127〕。

前節でみた家族の個人化という状況を踏まえるならば、男性稼ぎ手家族が全面的に福祉を提供することが制度的、規範的に前提とされていることは、現実に存在するニーズの多様性と明らかに齟齬をきたしている。生涯未婚率が2017年の「人口統計資料集」によると、生涯未婚率は男性で23.37%、女性で14.06%である。また、有配偶離婚率が3割を超えていることや、共働き家族やDINKSも増えてきていることに鑑みれば、制度が前提とするような家族は、もはや多数派ではありえない。

家族のあり方が一様でなくなってきたにもかかわらず、特定の家族のみをモデルにし続けて福祉制度が設計されていることは、児童虐待や要保護児童をめぐる状況にも影響を及ぼしていると考えられる。第1に、育児不安研究や育児ネットワーク研究の蓄積からも明らかなように〔牧野(1988)；落合(1989)〕、家族のみでケアを担うことは、親、特に母親に大きな負担感をもたらし、そのことが児童虐待につながっている可能性がある。この点について川名は、専業主婦化により子育ての「失敗」が許されなくなったこと、家族の人数の減少や地域の「崩壊」により子育てへの助けがなくなったことなどを指摘し、「夫不在の家で、子どもとだけ向き合う孤独な子育て。この現実が、さまざまな問題を生んでいる」と指摘している〔川名(2000), p.153〕。

第2に、ある特定の形の家族におけるケアの提供が制度で前提とされることは、社会的養護に関する施策にも陥穽をもたらす危険がある。2017年8月に厚生労働省が発表した「新しい社会的養育ビジョン」では、脱施設養護と里親委託の推進が強く打ち出されているが、この背後にも、家族主義的な規範があると考えられる。つまり、「家族が全面的にケアを担うべきである」とする規範が、「家族こそ理想的なケアの場である」という規範に形を変えて、社会的養護をめぐる議論に持ち

込まれていると考えられるのである。たしかに、日本の里親委託率が国際的にみて低いことは明らかであるが、実は日本において施設で暮らしている子どもの割合も、国際的にみるとかなり低いという事実が指摘されている〔上村(2015)〕。このことは、日本が他国と比べてニーズを抱える子どもが少ないことを意味するものではなく、家族主義的な規範のもとで、他国であれば保護されている子どもが家族におかれたままになっていると解釈すべきだろう〔藤間(2017b)〕。さらに、家族が理想とされることで、ケアを代替する施設にも一元的にケア役割が集約され、そのことが施設を退所した子どもに困難をもたらすことも明らかにされている〔藤間(2017a)〕。このように、社会的養護をめぐる議論に家族主義が持ち込まれることは、要保護児童や社会的養護をめぐる施策に大きな問題を帰結するのである。

以上のように、日本社会における制度レベル、規範レベルでの家族主義は、児童虐待や社会的養護をめぐる状況に深く関連している。宮台(2000)は、「家族からの疎外」が問題となるのは、そもそも社会が個人を「家族への疎外」状況に追いやっているからだ述べている。現代日本社会における要保護児童は、まさに「家族への疎外」さえからも「はじき出された子どもたち」〔土屋(2014)〕といえるのではないだろうか。

V 〈依存批判〉からの示唆

以上のように、家族主義と関連づけて要保護児童をめぐる問題を考えてみると、家族に対する公的支援や、家族に代わるケアシステムの整備が重要であることが鮮明となるが、第3節、第4節それぞれの議論を振りかえると、容易には調停しがたい課題があることがみえてくる。一方で、リスクアセスメントにもとづき支援を展開することには、家族への監視につながったり、親であることをめぐる規範を強化したりする点で問題含みではある。他方で、ニーズに対して適切な支援を提供するためには、状況の把握や何らかの形でのアセスメントが必要であることもまた事実である。換

言すれば、監視的でパターンリスティックな介入を回避することと、ニーズを適切に把握した上で支援を公平に提供していくこととを、どのように両立していくかが問題となる。

この問題を解くには、専門家が基準を設定することで当事者のニーズが十分に満たされない状況(=「福祉の〈過少〉」)のみならず、単なる個人的欲求にまで福祉が提供することで不平等が引き起こされる状況(=「福祉の〈過剰〉」)にも目を向ける必要がある(久保田2011)、その手がかりとなるのが、〈依存批判〉と呼ばれる議論である。以下では、〈依存批判〉を牽引してきた代表的な論者である、Fineman (1995=2003)と、それに対する久保田(2011)の批判を外観した上で、この点を論じていきたい。

フェミニスト法学者であるFinemanは、個人の自律と男女平等が強調されるあまり、ケアを担うことの社会的価値が不当に貶められ、女性に不利がもたらされたことを批判する。その上で、依存がもつ社会的意味について洞察を展開し、依存者とそれをケアする者を中心に据えた社会を構築することの重要性を説く。ここで彼女が提唱するのが、「一次的(不可避的)依存」と「二次的依存」という概念である。前者は、依存者本人が抱える不可避の依存を指し、後者は、その依存者をケアすることでケアラーが抱える依存を指す。この2つの依存を社会の基本的条件とすることで、それが婚姻関係や家族関係のなかで行われるか否かを問わず、あらゆるケア関係に対して保護や支援を与えることが目指される。

依存とそれに対するケアを社会の基礎におくFinemanの議論の意義と課題を、久保田は以下のように整理している。まず、この議論の意義は、「家族の中に結びつけられてきた依存者のケアというニーズと性的親密性に関わるニーズを切断し、前者は普遍的で社会的なニーズとして認めるが、後者は実はそれ自体ニーズではないとして国家の撤退を要請する…ことにより、依存者のケアが性的親密性の不安定さによって掘り崩されることを回避するとともに、性的親密性を含む個人の自由なライフスタイルをできる限り保障するこ

と」を可能にする点にある。他方でその限界は、「ファインマンが依存とケアの名のもとに、実際には子育てケアのみを想定して理論構築を行っていることは、彼女の議論の射程を狭めているとも考えられる」点にある。具体的には、依存者自身が自己決定できるか否かというバリエーションや、一時的な病気の療養などの軽度なケアが、共同居住における相互扶助や生活の協働のもとで行われてきた事実が、Finemanの議論では抜け落ちているというのが、久保田による批判である(久保田2011:120, 傍点原文ママ)。

以上のFinemanの意義と限界を踏まえた上で久保田が提案するのが、「ケア」、「共同生活」、「性的親密性」という、これまで「家族的ニーズ」と束ねられてきたニーズを個別のものへと分節化し、社会的に正当化可能であるかを検証した上で、家族という枠組みを超えて福祉、支援の対象とする〈分節化アプローチ〉である。本稿との関連でいえば、このアプローチをとることで、ケアのニーズを有しているという事実をもって、家族にいる子どもも要保護児童もひとしく社会から支援を受ける権利を与えられるのみならず、そうした子どもをケアしているという事実をもって、施設職員や里親も、ひとしく社会的支援や承認の対象となる。

さらに、このアプローチは、2つの意味でのパターンリズムを回避しつつ公平に支援を提供していくという課題にも応えうる。まず、家族か否か、親子か否かにかかわらず、ケアする者とケアされる者に対して公平に支援を与える仕組みを作ることで、「ケアをする家族/親はこうあるべき」という規範を解除し、「社会がいかにケアを支援するか」という議論に開かれてくる。これにより、専門家判断がもたらすミスリーディングな管理、監視という、福祉の〈過少〉の問題を回避することにつながりうる。次に、社会的に正当化できない個人的欲求に対する福祉の〈過剰〉により、ニーズを抱えない者の自由を制限するという問題にも、このアプローチは解決策を与える。たしかに、単身者や、子どもを持たないことを主体的に選択したカップルに対してケアを担う人びとの生

活を保障するために、負担能力に応じて少なくとも課税を課すことは、一見するとパターンリズムと映るかもしれない。しかしながら、そのことは「むしろ、租税を通じて正当に次世代の再生産に関与する選択肢を提供することで、多様なライフスタイルのもとでの平等なコストの分担を目指すものと考えべきだろう。誰もが結婚して子どもを持つことを前提としたこれまでの世代間互酬を脱却し、現実にケアされるものとケアの責任を負うもの、そして、ケアの責任を負わないものとの間で、受益と負担にかかる長期的な互酬関係を結び直す必要があるからである」(久保田2011: 121)⁷⁾。

VI 結論

本稿では、家族社会学の視点から、現代日本における家族と要保護児童をめぐる問題についてみてきた。児童虐待についての社会構築主義的研究が明らかにしたのは、リスクアセスメントの名のもとで、児童虐待の背後にある社会的要因が後景化し、問題が親の性格といった「家族の問題」に集約されていく姿であった。こうした事態は、家族が揺らいでいる今日においても、いまだ日本社会がさまざまな側面で家族主義を温存していることに起因していると考えられる。この状況を脱却するには、従来「家族的ニーズ」とされてきたものを個別のニーズへと分節化し、社会的な正当化可能性を検証した上で、支援の対象に位置づけていくことが必要である。これにより、そのケアが家族で行われるか否かを問わず、ケアを受ける子どもも、ケアをする者も、ひとしく社会的支援や社会的承認の対象となりえる。のみならず、ケアをめぐる受益と負担にかかる、社会的な互酬関係も再構築可能となるのである。

付記

本稿は、文部科学省科学研究費補助金(若手研究B)の助成を受けた「〈社会的養護の家庭化〉に

関する研究:日本とイタリアの比較から」(代表者:藤間公太,研究期間:2016年4月-2019年3月,課題番号:16K21684)の成果の一部である。

参考文献

- 安藤藍(2017)『里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯』,ミネルヴァ書房。
- Ariès, P. (1960) *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳(1980)『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』,みすず書房)。
- Conrad, P. and J. W. Schneider (1980) *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness*, The C. V. Mosby Company.
- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳(2000)『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』,桜井書店)。
- Fineman, M. A. (1995) *The Neutered Mother, the Sexual Family: And Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge. (上野千鶴子監訳,穂田信子・速水葉子訳(2003)『家族:積み過ぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』,学陽書房)。
- 広田照幸(1999)『日本人のしつけは衰退したか』,講談社。
- 和泉広恵(2006)『里親とは何か——家族する時代の社会学』,勁草書房。
- 上村泰弘(2015)「国際比較からみた日本の子どもの貧困と社会的養護」,『世界の児童と母性』,Vol.79, pp.56-60。
- 川名紀美(2000)「子ども虐待の今日の背景」,藤崎宏子編『親と子——交錯するライフコース』,ミネルヴァ書房, pp.135-158。
- 久保田裕之(2009)「『家族の多様化』論再考——家族概念の分節化を通じて」,『家族社会学研究』Vol.21, No.1, pp.78-90。
- (2011)「家族福祉論の解体——家族/個人の政策単位論争を超えて」,『社会政策』Vol.3, No.1, pp.113-123。
- 牧野カツコ(1988)「〈育児不安〉の概念とその影響要因についての再検討」,『家庭教育研究所紀要』,Vol.10, pp.23-31。
- 宮台真司(2000)『まほろしの疎外——成熟社会を生きる若者たちの行方』,朝日文庫。
- 西田芳正編著(2011)『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の限界』,解放出版社。
- 西本佳代(2016)「大学に進学した児童養護施設入所経験者の実態と支援」,『大学教育学会誌』,Vol.38,

⁷⁾ 〈依存批判〉や久保田(2011)の議論は、子どもの主体性や自己決定権をめぐる問題を考える上でも有効である。この点、別稿にて論じる。

- No.1, pp.118-126。
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』, 勁草書房。
- (2004) 『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた (第3版)』, 有斐閣。
- Spector, M. B. and J. I. Kitsuse (1977) *Constructing Social Problems*, Cummings Publishing Company. (村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳 (1990) 『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』, マルジュ社)。
- 田中理絵 (2009) 『家庭崩壊と子どものスティグマ——家庭崩壊後の子どもの社会化研究 (新装版)』, 九州大学出版会。
- (2011) 「社会問題としての児童虐待——子ども家族への監視・管理の強化」『教育社会学研究』, Vol. 88, pp.119-138。
- 谷口由希子 (2011) 『児童養護施設の子どもたちの生活過程——子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』, 明石書店。
- 坪井瞳 (2011) 「児童養護施設の子どもの高校進学問題——非進学者の動向に着目して」『大妻女子大学家政系研究紀要』, Vol.47, pp.71-77。
- 土屋敦 (2014) 『はじき出された子どもたち——社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』, 勁草書房。
- 藤間公太 (2017a) 『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』 晃洋書房。
- (2017b) 「社会的養護にみる家族主義」, 『三田社会学』, Vol.22, pp.38-54。
- 内田良 (2005) 「『虐待』は都市で起こる——『児童相談所における虐待相談の処理件数』に関する2次分析」, 『教育社会学研究』, vol.76, pp.129-148。
- (2009) 「『児童虐待へのまなざし』——社会現象はどう語られるのか」, 世界思想社。
- 上野加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』, 世界思想社。
- (2006) 「児童虐待の発見方法の変化」上野加代子編著, 山野良一・リーロイ・H・ベルトン・村田泰子・美馬達哉著 『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』, 明石書店, pp.245-273。
- 山田昌弘 (2004) 「家族の個人化」, 『社会学評論』, Vol. 54, No.4 : pp.341-354。
- 山口季音 (2013) 「児童養護施設の児童集団における暴力と仲間——施設でのフィールドワークから」, 『子ども社会研究』, Vol.19, pp.77-89。
- 余田翔平 (2012) 「子ども期の家族構造と教育達成格差——二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較」, 『家族社会学研究』 Vol.24, No.1, pp.60-71。
- 余田翔平・林雄亮 (2010) 「父親の不在と社会経済的地位達成過程」, 『社会学年報』 Vol.39, pp.63-74。

(とうま・こうた)

Family and Children Requiring Aid in Contemporary Japan

Kota TOMA*

Abstract

Recently, children requiring aid and social care for them are highly interested in Japanese society. However, studies related them with society based on family sociological perspective is still undeveloped. This paper aims to discuss the relationship between society surrounding family and children requiring aid. First, it will be review the history of social care in Japan after WWII. Second, it will introduce studies about child abuse based on the social constructivism, and reveal that family became strongly accused about child abuse after child abuse became “social problem”. Third, it will point that familialism in Japan cause some problem for children and family. Last, it will consider about future social care in Japan with representing the insight about dependency by Fineman (1995=2003) and that about articulation approach by Kubota (2011).

Keywords : Children Requiring Aid, Familialism, Dependency, Articulation Approach

* Researcher, National Institute of Population and Social Security Research Department of Empirical Social Security Research